

「高岡市電子納品運用」試行要領

1. 目的

この試行要領は、市が発注する建設工事の完成図書を従来の紙納品に代えて電子データで納品することにより、業務の効率化、省資源化、省スペース化を図ることを目的とする。

2. 対象書類

電子納品の対象とする成果品は工事写真とする。

(1) 成果品は、CD-Rに格納し提出する。

(2) 担当課は、管理方法を定め、成果品を適切に保管するものとする。

3. 対象工事

高岡市及び高岡市上下水道局が発注する全ての工事を対象とし、受注者が電子データで納品することを希望する場合のみ適用とする。その際に電子納品で提出することを工事打合簿で取り交すこととする。

4. 適用基準

この試行要領に定めのない事項については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）[土木工事編]及び富山県電子納品運用ガイドライン（案）[建築工事編]を準用する。

附則

この試行要領は、令和5年4月1日以降に契約する工事から施行する。